平成２５年（フ）第２１３号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番502―504号
破産者　鈍渡　宏昌
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
高知県香南市野市町父養寺84番地
破産者　横田　雄二
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９号
大分県別府市石垣東８丁目２番20―607号
ガーデンヒルズ松本、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見4548番地の75
破産者　野口　一郎
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９９号
宮崎市吉村町孫堀甲2009番地１
破産者　星加　順子
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８０号
宮崎市神宮西１丁目39番地３、前住所神奈川県大和市中央４丁目６番11号　大和ハイツ２号棟202
破産者　甲斐　貞彦
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市字仲井真233番地１　メゾンフスモンⅠ302
破産者　金城　　康
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４号
長崎県雲仙市国見町多比良甲1149番地２
破産者　坪田　　孝
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長崎県南島原市深江町乙1952番地
破産者　末吉　絹子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ｂ12棟11、従前の住所仙台市泉区加茂２丁目13番地の３
破産者　澤田佐生里
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
奈良県香芝市穴虫1037番地１　レオパレス二上103号、前住所奈良県御所市大字柏原1491番地27
破産者　池澤　茂美
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２号
岡山県新見市新見1023番地７
破産者　村上　伸祐
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２５年（フ）第１３０号
釧路市興津４丁目15番14号　白百合ハイツ102
破産者　上之浜敏之
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市石原1383番地９、住民票上の住所埼玉県熊谷市妻沼1209番地１
破産者　三澤　秀昭
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３０号
埼玉県行田市持田２丁目18番23号
破産者　村山　有子（旧姓長島）
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４４６号
神奈川県大和市深見2177番地１　プランタンメゾンＡ―101
破産者　武藤　耕樹
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４５号
相模原市中央区清新５丁目21番１―401号
破産者　大間譜至男
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３６８号
相模原市中央区淵野辺３丁目10番５―904号
破産者　立石　博己
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１３号
相模原市中央区星が丘４丁目16番６号　スターヒルズパート１―102
破産者　小澤　剛司
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３２号
富山市水橋町570番地、開始決定時の住所富山市西長江３丁目７番５―103号　デリカⅡ
破産者　髙畑　広宣
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部